

平成 30 年 6 月

江南市議会建設産業委員会会議録

6 月 20 日

江南市議会建設産業委員会会議録

平成30年6月20日〔水曜日〕午前9時30分開議

議 題

議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正のうち

街路改良事業

道路改良事業

議案第44号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 安部政徳君 副委員長 稲山明敏君

委員 尾関健治君 委員 宮地友治君

委員 野下達哉君 委員 掛布まち子君

委員 伊藤吉弘君

欠席委員（0名）

委員外議員（4名）

議員 福田三千男君 議員 古池勝英君

議員 藤岡和俊君 議員 中野裕二君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 松本朋彦君 | 議事課長 | 石黒稔通君 |
| 主査 | 梶浦太志君 | 主任 | 前田裕地君 |

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

経済環境部長 武田篤司君

都市整備部長兼危機管理監 野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古田義幸君

商工観光課長 山田順一君

商工観光課副主幹 横山敦也君

商工観光課副主幹 駒田直人君

都市計画課長 石坂育己君

都市計画課統括幹 堀尾道正君

都市計画課主幹 小島健君

都市計画課副主幹 尾関高啓君

都市計画課副主幹 小池浩司君

都市計画課副主幹 加藤考訓君

土木課長 沢田富美夫君

土木課主幹 酒匂智宏君

土木課副主幹 吉本晴永君

水道部下水道課長 伊藤達也君

水道部下水道課主幹 夫馬靖幸君

水道部下水道課副主幹 柴垣伸道君

| | | |
|---------------|-----|-----|
| 水道事業水道部水道課主幹 | 村 瀬 | 猛 君 |
| 水道事業水道部水道課副主幹 | 今 枝 | 寛 君 |

午前9時30分 開 会

○委員長 ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

委員長を仰せつかりました安部政徳でございます。ふなれでございますが、どうぞ皆さん御協力よろしくお願いいたします。

当局から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る6月7日に6月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）を初め3議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前9時32分 休 憩

午前9時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上

で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外の間は退席していただいても結構です。

議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正のうち

街路改良事業

道路改良事業

○委員長 最初に、議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳入歳出、経済環境部の所管に属する歳出、第3条 地方債の補正のうち、街路改良事業、道路改良事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 それでは、議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）のうち、商工観光課が所管する内容につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の100、101ページをお願いいたします。

最上段の7款1項1目商工費、説明欄、企業誘致等推進事業、中小企業再投資促進奨励金158万1,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

○掛布委員　この制度が平成28年4月開始で3年目ということなんですけれども、制度の対象となる償却資産を取得した総額が一定以上の額の償却資産の対象について税額相当を交付するということなんですけど、この総額が一定以上というのは幾らであったんでしょうか。

○商工観光課長　償却資産の取得につきましては、まず業種別で違いがございます。申し上げますと、製造業と物流業、建設業につきましては、1年間に取得する償却資産税の総額が2,000万円以上、1品の価格が100万円以上のものが対象となります。次に、卸売業、小売業及びサービス業につきましては、年間の償却資産税の総額でございますけれども、こちらが200万円以上で、1品の価格が30万円以上のものが対象となっております。

○掛布委員　わかりました。

今言われた基準というのは、何年か前に定めていただいた企業誘致の促進計画とかいうのがあったと思ったんですけど、その中に償却資産の額の日安というのは一定以上という表現でしか書いていなくて、今のような詳しい額というのは定められていなかったと思うんですけども、それはいわゆる市内の事業所についてちゃんと周知されているんでしょうか、これが基準だよというのは。

○商工観光課長　周知方法につきましては、本会議の中でも答弁をさせていただいたところがございますけれども、一応、広報、ホームページは当然でございますけれども、毎年無作為に抽出した市内の事業所1,000社を対象に実施しております景況調査というところにつきましても、この制度のチラシを同封して発送しておりますし、また年間40社程度は商工観光課のほうで企業訪問をする際にも、この制度のPRをしております。また、そのほかには、商工会議所や市内の各金融機関についても、制度の案内をいたしまして協力をお願いしておるところでございます。以上でございます。

○掛布委員　追加ですけれども、今回の新築したところの対象が2社というような本会議で御答弁があったと思うんですけども、この2社というのは、それぞれ5年以上市内でやっているところが対象なので、今やっているところ

ろの周辺というか隣接に拡張したのか、同じ敷地内に建物を増築したのか、全く別のところに土地を求めて行って、そこで新設されたのか、どういう状況だったのでしょうか。

- 商工観光課長 2社とも自社の敷地内に建物を建てております。
- 掛布委員 さっきに戻って行って申しわけないんですけど、今回対象になった取得した償却資産にかかわる税額の免除というのでいくと、取得した償却資産の総額というのはどれぐらいなのでしょう。
- 商工観光課長 済みません。合計をちょっと、個別にしかちょっと今出していないものですから、後でもちろん電卓で計算させていただきますけれども、1社が561万6,084円、次の1社が2,268万円、次の1社が2,511万9,704円、次の1社が2,681万3,492円、償却につきましては以上でございます。
- 掛布委員 いわゆる卸・小売サービス業でいくと、年間200万円以上の償却資産で1品30万円というのはちょっとハードルが高いのかなあという気がするんですけど、製造業についても、もうちょっとハードルを下げると、もう少し申請してもらえる企業も、事業所もふえて、より有効に役に立ってもらえるのかなあと思ったんですけど、この基準の引き下げというのは考えられないのでしょうか。
- 商工観光課長 一応、この制度につきましては、市内の再投資を支援することによって、既存の企業の市外のいわゆる流出を防ぎ、市内の定着を図ることが大きな目的の一つであると考えております。もちろん、今、委員がお伝えされましたこの制度以外にも、企業様には金融機関との取引の薄い小規模事業者等の運転資金や設備投資を支援する制度を実施しておりますので、今のところ、この制度はまだ2年、3年ということでございますものですから、継続をしながら、検討しないというわけではございませんけれども、引き続き様子を見たいなというふうに考えております。

済みません、先ほど掛布委員の質問の中で1点、私が申し上げましたのは評価額なものですから、取得額を改めて申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ごめんなさい、個別しかやっぱりわからないものですから、まず1社目が3点御購入してみえまして、1点が634万2,593円、36万5,741円、36万9,593

円、これがまず1社でございます。

次の1社は先ほどとおおむね一緒でございますけれども、取得価格につきましては2,700万円という価格でございます。

次の1社でございます。少し多うございますけれども、830万円、160万円、220万円、630万円、722万6,000円、135万円。以上でございます。

最後の1社でございます。取得価格で348万4,000円が2つ、550万円が2つ、残りは1個ずつでございますけれども、294万7,173円、101万円、640万2,100円、146万円。以上でございます。申しわけございませんでした。

○委員長 ほかにありませんですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて都市整備部土木課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 土木課の補正予算を御説明させていただきますので、議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

中段の8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費の道路施設長寿命化事業として559万5,000円、その下、用地取得事業として40万7,000円をお願いするものでございます。また、平成30年度6月補正予算説明資料の8ページに、道路施設長寿命化事業の位置図を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

○伊藤委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、議案質疑の中で、設計委託によって舗装工法を選択するということで、職員が目線で目視点検して9路線を選択されたということなんですけれども、これは多分一定の基準とか、例えば職員が何人行って、どういう基準によってこれを選択したとか、定めなんかがあるわけですか。

○土木課長 職員として、私も含めて2名で幹線道路を目視しました。その基準といたしましては、ここ3年ぐらいのうちに修繕しなければいけないところをピックアップいたしまして、この9路線の3,100メートルの位置を確定いたしました。

- 伊藤委員　　そうすると、一定のそういう要綱とか何かは作成されていないということですね。
- 土木課長　　はい、一定の要綱はございません。
- 伊藤委員　　主観によって、多分、担当によって違うと思うんですけども、そういう一定の要綱等はこれからつくられる計画というのがありますか。
- 土木課長　　一定の要綱をつくる予定はないんですけども、道路管理者といたしまして、瑕疵責任が問われるような状況を事前に防止するために、ある程度の傷みぐあいを目視いたしまして、今回、調査の箇所ということで決めておりますので、よろしく願いいたします。
- 伊藤委員　　わかりました。
- どうしても、人によってやっぱり多分目線が違ってくると思いますので、本当は一定の基準とか要綱を作成したほうが私はいいと思いますので、要望ですけども、お願いいたします。
- 野下委員　　今回9路線という話で、ここが調査の対象になってくるんですけど、例えばそのほかに何か所かあって、今回、その9路線の調査の委託料がついたという考えでいいんでしょうか、まず1点。
- 土木課長　　幹線道路の修繕計画、平成24年3月につくられておるんですけども、その中では、都市計画決定された幹線道路16路線、主要な道路として認定された幹線道路17路線、それから交通量が多い主要な道路3路線ということで、その時点で調査しております。その時点の調査の中で、私と担当もう一人とパトロールいたしまして、その中でもやはり3年以内にやりたいというような箇所をピックアップして今回の箇所となっております。
- 野下委員　　今のお話ですと、そういう候補地というのは何か所かあるということなんでしょうけど、その中で、この9路線をピックアップされたということなんでしょうけど、あとの残りは実質的にはまだそこまで行かないという話かもわかりませんが、今後は残った部分というのはどういうふうと考えていかれるんですか。
- 土木課長　　今回やるのは3年のうちにやりたいと思っています。ですから、4年後は、その1年前にこのような調査をいたしまして、ピックアップして、もとの幹線道路修繕計画というのは、10年という計画でやっておりましたの

で、そういう意味で、悪い箇所を期間を切って、要するに長い期間たちますと状況が変わってくるという状況がありますので、そういう意味で3年以内にやれるような箇所をピックアップしてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員　今回、委託料として559万5,000円ということなんですけど、素朴な疑問として、市の職員でなぜこの調査ができないのかなあ。これを調査した後は、実際に修繕計画するときの設計とか工法を、こういう方法でやっていくという設計に活かしていくと思うんですけども、修繕のときの。その設計は職員でやるんですかね。ちょっとその辺の、どうして調査を職員でできないのかなあというのと、どこに調査を委託するのかなあというのを教えていただきたいと思います。

○土木課長　今回、この調査するのに当たりまして、特殊な方法なんですけれども、要するにFWDというもので評価するわけなんですけれども、実際的に道路表面を車に積載した試験器で40メートルごとに過重を加えて、その振動を図る計器を使いまして行います。

それというのは、非破壊ということで測定する機械でございます。その後、うちのほうがそのデータに基づく構造、どれだけの支持力があったということで、こういう構造が必要ですよという提案をしていただきます。それに基づいて積算をもちろんするわけなんですけれども、その中で、どうして私どもがやれないのかというと、やっぱりそういう機械がないものですから、そういう機械をもとに、今回どういう構造のものでつくらなきゃいけない、悪くなったところに関してですね。普通、一般ですと打ちかえ程度でいいかなと思いますけれども、そういう状況じゃないところに対して、どういう支持力が今なっているのかというのを知るために、2問目のコンサルタントに委託するところでございます。

つけ加えて、出たデータを解析して、どういう支持力が必要かということが成果品として出てきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○稲山委員　似たような質問なんですけど、今までにもこの長寿命化事業として舗装のやりかえをやってきておるわけなんですけど、今までの調査の仕

方に対して、今回そういった支持力までやるということになるというか、それはいいことなんだけど、今までやってきたというのは何だったということになっちゃうんだけど、この点はどう考えておるのやろう。

○土木課長　最初のほうの質問でお答えいたしましたけれども、一般的に舗装の悪くなっている状態が、1路線に対してですけれども、大分区間区間ごとに違うわけなんですけれども、その中で、今までやってきたというのは、表面上だけじゃない場合と、路盤までなぶった状態というのがあったんですけれども、なかなかそれでも最近の交通量の変化とか、いろいろ事前にやられた構成では無理じゃないかということがありまして、今回、こういうような専門的な支持力を検査してやっていこうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○稲山委員　となると、以前からずうっと言われておったんだけど、主要道路の、大型ダンプなんか通ったときの振動だとかそういったものが、舗装をやりかえても余り軽減されていないといった話というのもちよくちよく聞くわけなんだけど、それまでは舗装をやりかえればある程度よくなるんじゃないというようなことを言ってやっておったわけなんだけど、そうするとなぜ、そういった工法で今回やられるということになると、以前からこの工法はなかったんだろうか、こういう調査の仕方というのは。

○土木課長　委員の言われているような振動をなくすというようなことまでは、直すということができかどうかはちょっとわかりませんが、以前のこういう工法でやられたことがないかといいますと、こういう工法が出てきたという、近隣でもこういう採用がされてやってきたという情報の中で、やられている自治体もあることから、今回採用させていただいて、特に悪いところがあるもんですから、目立つもんですからやらせていただくということで、一般的に今までやってきたところが全て悪いという状態ではないもんですから、よろしく願いいたします。

○稲山委員　実際問題、その調査方法というのは、地質調査も全般的含めて、いろいろな工法が今非常に出てきておるもんだから、どれがいいかというのは非常に難しい話なんだけど、ただ、これからこういった方法でやるということであれば、全ての路線に対しては、今回やってみて、もしその方法がよ

ければ全てに対応できるようなやり方で、もう同じような舗装の繰り返しの工事というのは、できるだけやめていくというようなことでやっていただいたほうがいいと思いますので、その辺は意見として言わせていただきたいと思います。以上です。

○委員長　ほかに質疑ございませんか。

○掛布委員　道路の隅切り補償費が上がっているんですけども、地元要望で隅切りをやるということで補償費が上がっているということなんですけど、これは地元から何年度に出された要望なんですか。

○土木課長　実際のところ、要望としては今年度であります。ただ、その状況が緊急車両が通れないという中で、隅切りをすることによりそういう解消はするという状況もあります。

平成29年度に要望があって今年度やるということです。

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて都市計画課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長　それでは、都市計画課所管の一般会計補正予算について御説明をいたします。

議案書の89ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正として、街路改良事業、道路改良事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

はねていただきまして、92ページ、93ページをお願いいたします。

最上段の13款4項4目4節都市計画費交付金に3,943万3,000円の補正減を、最下段の20款1項4目2節都市計画債に1,820万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、102ページ、103ページをお願いいたします。

8款4項1目市街地整備費は5億4,654万6,000円の補正増及び財源更正をお願いするもので、104ページ、105ページ下段まででございます。

内容につきましては、それぞれ右側、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料の9ページから12ページに位置図を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

○掛布委員　　102ページの市街地整備費全体の補正予算の財源内訳にあります一般財源6億417万9,000円、この一般財源の出どころというのは、これは主に、いわゆる財政調整基金の取り崩しということによろしいのでしょうか。そして、この6億417万9,000円の充当先というのはどこ、ばらばらと補正予算全体に充てられていると、そういうふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

〔発言する者あり〕

○掛布委員　　じゃあ、財調の取り崩しということは大体わかっておりますので、そこしかあり得ないので、6億円もぽんと出てくるのは。

あと、まず布袋駅東の9,000平方メートルのうちの残り4,884平方メートル、103ページの一番上段ですね。そこで、5億584万8,000円で取得するという事なんですけれども、この取得の1平方メートル当たりの単価というのが、前の残り半分を先に買った、昨年9月定例会で予算化したと思うんですけども、そのときの平方メートル当たりの単価と比べてどんなふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○都市計画課長　　昨年の取得価格と同じ価格でございます。標準価格が同じということでございます。

○掛布委員　　標準価格が同じだけど、実際に計算してみると、平方メートル当たりの単価がちょっと微妙に違うんですけど、それはどういうことでしょうか。

○都市計画課長　　価格につきましては、標準地価から各対象となる事業地につきまして比準を行いまして、その比準というのは、当然、間口とか奥行きとか、土地の形状とか道路の接道条件によって変わってくるものですから、

当然、比準をかけた価格というのは、そういった土地によって変わってくるということでございます。

○掛布委員　もう一つなんですけど、今回の17筆は、全て地権者から売ってもいいよという同意は取りつけられているんでしょうか、現時点で。

○都市計画課長　そもそも同意というものは、昨年取得した用地につきましてもとっておりません。交渉につきましては続けております。現状といたしましては、事業に対しましては、おおむね御理解をいただいているのではないかというふうに思っておりますが、取得についてはなかなか容易ではないなあというふうに感じております。

当然ですけれども、取得に向けて、予算をお認めいただきましてから、正式な価格を提示して交渉してまいりますので、詳しくはこれからということになりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　容易ではないところもあるというようなことだったわけなので、容易に取得できるだろうというところも多いというふうなんでしょうか。全部容易ではないというふうなのか、ちょっと微妙なところなんですけど、教えていただきたいと思います。

○都市計画課長　現状では、先ほど申し上げましたように、なかなか正式な価格でまだ交渉をしておりますので、最終的な意向確認ができていない状況であります。全ての方が本当に難しいかどうかというのはなかなか判断しづらいところではありますが、先ほども申し上げましたように、容易ではないというところが現状でありますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　続きですけど、昨年9月に予算で上げた残りの部分というのは、もう既に取得済みということではよろしいんですか。

○都市計画課長　取得済みということですよ。

○掛布委員　これは、全部取得できたとすると、9,000平方メートル一帯での開発ということになっていくんですけど、一つ気になっているのは、敷地の中に旧内田油圧、ボッシュ・レックスロスの工場跡地があって、そこは以前、何年か前に土壌汚染が基準値を超えて出てきて、県の指導を受けたところで、たしか六価クロムとか鉛とかが基準の10倍以上出たと思うんですね。そういった汚染の、そこはそれで拡大しない対処はしてもらって解決済みと

はなっていると思うんですけど、そういうところが含まれた9,000平方メートルの開発ということになると、事業を進めていく場合に、県の要綱でもって、事業者の責任で全部土壌調査をして、土壌汚染の拡大を防がないといけないという対策とか、すごく県の厳しい要綱に沿った手続がずうっと進んで、物すごく事業がおくれるんじゃないかなと、そういう土地なんじゃないかなと、私は陰ながら心配をしているわけなんですけれども、そういうおそれはないんでしょうか。

○都市整備部長兼危機管理監　　以前、ボッシュ・レックスロスは、いわゆる自主的に土壌の汚染がありました土壌の浄化をしております。これにつきましては、愛知県が条例によっていろいろ定めておりますので、この内容をクリアして、前回、クリアになったということで予算を上げさせていただいて買っておりますので、今回、特にそういったことはする必要はないというふうに判断をしております。

○掛布委員　　ただ、終わっていても、過去にそういう経緯があった土地を含む3,000平方メートル以上の開発をする場合は、改めて県の要綱に従って、事業者の責任で調査をして県に報告をして手順を踏んでいかないと開発が進められないということになっていると思うんですね。ボッシュの敷地内についてはもう終わっているんだけど、そこを含んだ大規模開発ということになると、全体が規制の対象になっちゃうんじゃないかなと思うんですけど、それは大丈夫なんですか。

○都市整備部長兼危機管理監　　愛知県にも同様な相談をさせていただきました。開発するときには、やはり県の条例にのっとって、届け出はしなきゃいけません。そうした中で、この土地については、過去に見ていただいたようにクリアになっているものですから、そういったお話をして了承をいただこうと思っています。

○掛布委員　　これからということですね。

もう一つ、前から言っているんですけども、用地取得後の開発の新施設のオープンが平成35年度初めとかいう予定がばあっともう配られて、新聞にも、新しい施設は平成35年度にはオープンというようなことが流されているんですけど、本当にこのテンポで間に合うのかなあというのがやっぱり心配

で、やりかけたは鉄高が予定どおり終わらないわ、だから駅東の貯水槽は埋められないわ、駅東の広場をつくらにゃいかん、布袋駅線もつukらないといけない。その後ですから、そんなことをやっていたら、とても平成32年度から設計、工事という、9,000平方メートルの工事がとても始まるような状況じゃないなあと、いろいろさかのぼっていくと。これを心配しているわけなんですけど、どんなもんなんですか。

- 都市整備部長兼危機管理監 複合施設の進め方については、秘書政策課のほうを担当しておりますんですけども、確かに鉄道高架とか、そういった基盤整備もやっていかなきゃいけないと思っています。何とか今の計画時期に間に合うように、まずは私どもとしては用地を確保して、それが事業募集だったり、実施方針の公表だったり、そういったのにつなげていきたいと思っていますので、頑張ってもらいますので、よろしく願いいたします。
- 掛布委員 別のところをお聞きしたいと思います。

まず、簡単な質問から。

布袋駅付近鉄道高架化整備事業という、103ページの下のほうにあります中の市道東部第439号線の道路改良補償費1件6,441万円というのが出ているんですけど、これは第439号線にかかる家1軒の補償費に、当初予算で5,719万9,000円だったのが、今回、説明では地価が上昇したから上がったというような説明だったんだけど、何で地価が上昇して、家の移転補償に712万円もプラスになって6,400万円になるのかなと。私は、現地を見に行ったことがあるんですけど、すごい立派なおうちが半分ぐらえば一とこの第439号線に、半分じゃない、3分の1ぐらいですか、軒先のところがかかっているんですけど、何でこんなに地価が上がって移転補償費がふえたのかとか、一体何で1軒のうちの移転補償に6,400万円という額になるのか、まるっきしわからないわけなんですけど、どういうことなのかちょっと説明していただきたいなと思います。

- 都市計画課統括幹 まず、地価の上昇ということで、公有財産購入費のほうで地価に関しまして23万1,000円ということと、もう一つ、委員おっしゃられるように、建物の補償に関しまして、補償、補填及び賠償金で721万7,000円という内訳で補正予算を計上させていただいております。そして、

建物の補償に関しましては、木造2階の建物でございますが、外から見ますと1軒ということでございますが、中に入りますと2世帯住宅ということで、玄関は共有しておりますが、浴室とか台所などが別になっておりまして、その水回りのお金がかかるところが普通の家より2倍というのか、2世帯ということで補償費が上がっておりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員　　ちょっと理解不足なので、もう一度繰り返しますけれども、この6,441万6,000円は、その2世帯住宅のようになっているおうち1軒についての移転補償費ということでよろしいんですね。

○都市計画課統括幹　　はい、そのとおりでございます。

○掛布委員　　宅地が分断されて道路用地になる部分と、残ってしまう部分とあって、結局、そのうちは全部壊してどこかに移転、新築されるわけですね、この6,400万円で。道路にかかった部分は市が買うと。中途半端に残ってしまう宅地部分というのはどんなふうになるんですか。

○都市計画課統括幹　　残った土地に関しましては、江南市が買収するものではございません。そのままでございます。

○掛布委員　　別のところをお聞きしたいと思います。

この布袋駅付近鉄道高架化整備事業の財源の見直しで、国交付金が減って、地方債が減ったという、その部分を一般財源で補填していくということになっていくんだと思うんですけれども、この減った部分、国交付金△2,338万4,000円、地方債△1,650万円は、そもそも当初では何の財源だったんでしょうか、何に充てる財源だったんでしょうか。

○都市計画課統括幹　　国の社会資本整備総合交付金事業の道路事業として交付金を予定しておりました。

○掛布委員　　道路事業はいっぱいあるわけですがけれども、いろんなところに振り分けて、今回のこの三角の特定財源の減少分を振り分けているという理解でいいんでしょうか。

○都市計画課統括幹　　済みません、先ほどの答弁で、道路事業という道路というのが市道東部第439号線という江南岩倉にぶつかる東西の道路の道路整備を行う上で交付金を予定していたお金が内示が少ないということで、財源更正をさせていただいております。

○掛布委員　今のところはわかりました。

もう一点、その下にあります、本会議場でも東議員が質疑をさせていただいた、よくわからないという、市道東部第430号線ほか、もう一個は南部第229号線だと思うんですけれども、この設計委託料ということで、鉄道高架の交付金の限度額を見直しして、少しでも市の交付金をふやそうという、そのための設計委託ということなんですけれども、いわゆる限度額方式というのがどうもいまいち説明を聞いていてもよくわからないんですけれども、鉄道高架に対する市が国からもらっている交付金というのは、155号線を陸橋にするという、跨線橋にした場合に出る交付金、それを限度として市の鉄道高架関連事業に交付金を、それが限度だよという、それ以上は出しませんよということなのか、それとも陸橋にするのは155号線だけじゃなくて、今回にある東部439号線だとか、ほかにもまだありますよね、踏切がなくなる道。高架にしないんだったら陸橋で通さなきゃいけないという、ほかに何本かあると思うんですけど、尾北高校の前の道であったりとか、そういうところも陸橋にするという、そのときに出る交付金が限度になっているのか、何本陸橋にするのかということがわからないんですけど。

○都市計画課統括幹　まず、委員おっしゃられるように、布袋駅付近鉄道高架化事業は限度額立体ということで進めさせていただいております。そこで、愛知県と江南市が管理する道路を高架にするということで、おっしゃられました愛知県が管理する国道155号線と都市計画道路布袋駅線がまず2本、江南市が管理する、今回も予算計上させていただいている市道東部第439号線ほか1ということで、江南市が管理する路線として1本が限度額ということで補助金を活用してまいっております。江南市としては1路線ということで踏切を挟みまして東側が第439号線、西側が第229号線という、これを道路を上げるということで、その2路線が対象となって交付金をいただいておりますという状況です。

○掛布委員　特にお答えいただきたいんですけど、跨線橋にする場合に、県や市がそういう工事をやった場合に、それぞれの管理する道路、そのときに国が出す交付金が限度だよということなんです。

○都市計画課統括幹　道路を上げるとして計算したお金が限度だとして、実

際、鉄道を上げる事業は現場で鉄道を実際上げているんですけれども、国が補助をする限度というのは、道路を上げるお金を限度として交付金とかを活用していく事業ということで、確かに差額はどうしても出るもので、それは市単独費等で進めさせていただいております。

○掛布委員 わかりました。

要するに、道路を上げる、陸橋をつくる額が限度として、それ以上は幾らかかかって、それだけしかかかるとみなさないということで、交付金の対象にしているということなんですね。わかりました。

それで、江南市や県に交付金が出ているわけなんですけど、江南市が限度額方式で受け取っている交付金の額というのは、予算書でいくと、すごいややこしいんですけど、鉄道高架化事業というのと、鉄道高架関連整備事業というか、鉄道高架化事業というのと2つあって、両方とも、いわゆる江南市が名鉄に払っている負担金や、あるいは第439号線だとか、ほかの高架化整備事業の中に入っているものに対しても、その限度額方式の交付金というのが出ていると、そういうふうに理解すればいいんですか。

○都市計画課統括幹 限度額で求めました金額につきましては、名鉄に対する負担金というのと、先ほど申しました第439号線という道路に対して整備を行う、今回の物件の補償とか、用地費とか、そういうお金に対しても交付金というのが対象となって事業を進めさせていただいております。

○掛布委員 答弁を聞いても余計わからなくなっただんですけど、そうすると、例えば当初予算とかで尾北高校の南の道の線路の西側、あの道を拡幅するというのは、あれもこの高架化整備事業ですよ。それは、この限度額方式の対象にはなっていないということなんですか。

○都市計画課統括幹 そのとおりでございます。

○掛布委員 そうすると、全然額が陸橋にするほうがずうっと安いから、鉄道を上げるとむちゃくちゃお金がかかるわけなんですけど、正直どれぐらい違いが出てくるということになるんでしょうか。

○都市計画課統括幹 現在、把握させていただいております国庫交付金の対象額というのが25億3,000万円、これは対象額でありまして、実際の交付金というのは、その後に率を掛けて求めるものですが、今現在、鉄道事業者等

3者で覚書をさせていただいております約171億円の覚書の江南市の負担と
いうのが44億847万円ということで、その覚書の江南市が負担する額をどの
ように江南市が払っていくかということで、その限度額として求めたお金の
交付金の対象額として交付金をもらって事業を進めているという状況です。

○掛布委員 質問しているほうがわからないということがばれそうになって
くるんですが、結局、鉄道高架化事業が総額見通し188億何千万円とか言っ
ていたのは、いわゆる江南市が名鉄に対して払っている負担金事業だけで、
その周りに高架化整備事業というのがあって、20億円か30億円ぐらい市の
事業があって、今回の見直しで交付金を少しでもふやしてほしいなというこ
とでやるのは、高架化事業、名鉄に対する負担金の部分が主だということ
いいんですか。

○都市計画課統括幹 委員おっしゃられるように、名鉄に対する負担金とし
ての財源を確保してまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

暫時休憩をいたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第44号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 下水道課所管の補正予算について御説明させていただきますので、議案書の113ページをお願いいたします。

議案第44号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

はねていただきまして、114ページには第1表 歳入歳出予算補正、115ページには第2表 地方債補正、116ページ、117ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲載しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、118ページ、119ページをお願いいたします。

上段の3款1項2目下水道事業費交付金に6,370万円の補正減を、その下、4款1項1目下水道事業費県補助金に20万円の補正増を、下段の8款1項1目下水道事業債に6,350万円の補正増をお願いするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、120ページ、121ページをお願いいたします。

最上段の2款1項1目下水道事業費、管きよ布設事業の工事請負費における各国庫交付金の内示額減額分につきましては、起債を増額して対応するものでございます。この中で、地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業の舗装復旧工事費につきましては、単市事業に変更をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 議案質疑の中でも結構話が出ておったんですけれども、地方創生汚水処理施設整備推進交付金が減額された理由なんですけれども、5年契約で平成27年度から平成31年度まで契約されたんですけれども、その下で今の社会資本整備総合交付金が減額されていますけど、これも何年契約でされていたもんなんですか。

○水道部下水道課長 社会資本整備総合交付金につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画でございます。平成29年度の際に、国土交通省のほうから重点配分項目の見直しの通達がありまして、この中で、面整備となる下水道の未普及の解消につきましては、重点化すべき項目と指定されておりますので、平成32年度までの4年間にこちらのほうも該当するものでございます。

○伊藤委員 あと交付金なんですけれども、減額された理由をちょっといろいろ聞いたんですけれども、もう一度ちょっと、わかりにくかったものですかから説明をお願いします。

○水道部下水道課長 減額された理由といたしましては、平成30年度の国庫交付金の内示通知が平成30年3月30日に国のほうから通知がございまして、その中で、予算額1億7,535万円に対しまして、内示額が1億9,040万円ということでございました。また、社会資本整備総合交付金のほうにつきましても、当初予算額1億4,525万円に対しまして、内示額が1億3,750万円ということでございました。

理由につきましては、地方創生汚水処理施設整備推進交付金のほうが大幅に減額されているということなんですけど、国が昨年度開催した会議の中で、工事などのハード事業に対する交付金が平成28年度と平成29年度と比較して、約45億2,000万円ほど減額されている一方で、官民協働や人材育成などのソフト事業に対しての交付金が増額されているような方向性になっております。このことから、国は、ソフト事業との連携の組み合わせを重視する傾向が見られますので、この中で、江南市が実施しているハード事業だけの計画では厳しかったのではないかなというふうに推測されるものでございます。

○伊藤委員 そうすると、平成31年度までということなので、来年度も対象

になってきますけれども、来年度はどうされますか。一応、ソフト面、ハード面ということなんですけど、今、ハード面だけですよね。ソフト面をプラスされてつくということなんですけれども、交付金の申請というか要望というのはどうされていきますか。

○水道部下水道課長　来年度までの地方創生汚水処理施設整備推進交付金につきましては、一応、先ほど委員が言われたとおり、平成31年度までの5カ年計画というふうでございます。来年も、そういったソフト事業との連携に関して手厚くなる傾向が考えられると思いますが、江南市としては、来年度が最終年度でございますので、より多くの内示額がいただけるよう国に対して要望して、財源確保に努めていきたいというふうに考えております。

○伊藤委員　あと、下水道事業のことに関連してなんですけれども、一応、平成32年度までということ、社会資本整備総合交付金を申請していただけるということなんですけれども、これは確認なんですけれども、平成32年度までが江南市の下水道事業の計画ですよね、最終年度になっていますよね。これは多分順調に進んでいると思うんですけれども、そんなような形で進んでいるか確認だけです。

○水道部下水道課長　来年度以降に関しましても、こういった社会資本整備総合交付金のほうが重点項目のほうで見直しということで未普及のほうに重点化されておりますので、そちらのほうも注視しつつ、国の動向で最も有利な交付金が活用できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○掛布委員　済みません、ちょっとわからないんですけれども、いわゆる地方交付金の使い方として、社会資本整備総合交付金事業と地方創生汚水処理の交付金のほうと2つを使ってやっているわけなんですけど、地域的に、この事業には地方創生のほうの交付金を、この事業には社会資本の交付金をというふうに仕分けをして交付金を充てているというか、そういうふうにはないといけないということになっているんでしょうか。

○水道部下水道課長　今までに関しましては、環境課サイドのほうの浄化槽とあわせて、地方創生交付金のほうも活用して、より高い内示額がもらえる方向性のほうで検討を進めているものでございます。今回、地方創生のほう

に關しましては内示額が低かったんですが、今までの3カ年の平均でいきますと、大体92.1%ぐらいの内示額をいただいておりますので、そういった意味で、よりよい交付金をとれるように日々検討して、より多くの交付金がもらえるようなほうで考えていきたいというふうに考えております。

○掛布委員　　そうしますと、地域的にこの地域は、例えば市街化調整区域に平成33年度から入っていくわけですがけれども、そういうところに入るには、こちらの交付金でないと使えないとか、そういったものはないわけなんですね。

○水道部下水道課長　　特段そういったものはございませんが、最初の地方創生交付金に限りましては、まず計画書のほうを策定しないとまずいものですから、こちらのほうで5カ年の計画というものに基づいて、今の段階では平成31年度までの計画となっておりますので、また平成32年度以降、立てるときには、どちらの交付金を活用するのかというものは検討して、調整区域だろうが、市街化区域だろうが区別なく、よりよい交付金がもらえるほうで検討してまいりたいというふうに考えております。

○掛布委員　　今、計画書を策定しないといけないということを言われたんですけど、この平成30年3月末付で下水道の基本計画書というのがつくられていて、それとはまた別のことを今おっしゃっているわけですか。

○水道部下水道課長　　地方創生汚水処理施設整備推進交付金を受けるに際しまして、秘書政策課のほうがまとめていただいております地域再生計画というものを策定し、国の認定を受けることで、こちらのほうは交付金が対象というふうになってくるものでございます。

○掛布委員　　そうしますと、平成30年3月付でつくった下水道の基本計画とは、また別のものということなんですね。わかりました。

ついでに申しわけないんですけど、ちょっと議案、予算とかから外れるんですけど、ほとんど外れないんですけど、いわゆる下水道の今後ということで、基本計画の中には、木曾川の堤防の北側、堤北も公共下水道で整備するというようなことが書いてあったんですけどけれども、そのいわゆる汚水の排出状態が非常に悪いので、宮田導水路の上下分離というのをすごいお金をかけてやって、もう上下分離ができたわけですよ。堤北の汚い生活排水が農

業用水に入らないようにということはもうできたわけだから、今さらそこを公共下水道を引かなくたって、その地域はもう合併浄化槽をどんどん普及させるといふふうにしたほうが絶対財政的にもいいし、早いと思うんですけど、そんなふうにはならないんですか。

○水道部下水道課長　今の下水道計画でお示しした中では、流域下水道ではない、あちらの堤防から北側につきましては、単独という形で今計画書のほうは考えております。その中で、掛布委員のお話のあった内容につきましても、要望として受けとめていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩。

午前11時09分　休　憩

午前11時09分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号　平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長　続いて、議案第46号　平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　それでは、議案書の131ページをお願いいたします。

議案第46号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。

補正予算といたしまして、収益的収入の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、132ページから137ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

138ページ、139ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款2項3目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

はねていただきまして、140ページ、141ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款3項1目負担金を掲げております。

資本的支出につきましては、1款1項1目事務費及び2目水道建設改良費を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、平成30年6月補正予算説明資料の13ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 何かいろいろ繰越明許があったり、いろいろ複雑でわからないので確認ですけれども、ここの今回の負担金、特定財源として一般会計の、これはどこから入ってくる特定財源ということなんでしょうか、これは。土木課ですか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 都市計画課のほうから負担金をいただいております。

○掛布委員 そうすると、この排水路の整備工事というのは、昨年度、排水路整備工事そのものができなかったのも、昨年度はこの配水管の布設がえ工事もできなかった。今回、予算に上げられてきているのは、排水路整備工事

が終わったので、これから配水管の布設がえ工事をやっていけるよという意味なんですか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 昨年度、まちづくり課のほうで排水路整備工事のほうを発注しましたところ、その後、工法、工程等の条件が大幅に変更されたことに伴いまして、排水路整備工事のほうにつきましては5月末終了しております。ただ、水道管のほうが一分布設がえのほうが終わっていませんでしたので、今年度、その残った約220メートル分ですけど、布設がえのほうの工事をお願いしております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員 ちょっと初歩的な質問で申しわけないんですけども、141ページの上段にあります排水路整備工事に伴う配水管布設工事負担金の金額と、下段の配水管布設替事業の金額842万2,000円と925万6,000円、金額が違うんですけども、その内容だけ、済みません、もう一度教えてください。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 もともと既設の配水管につきましては、口径50ミリでありましたが、布袋駅東地区の将来の水の需要を見越しまして、今回、布設がえによる配水管は100ミリの配水管を布設する予定でございます。その増径分につきましてはの機能アップ分の費用を工事費のほうから差し引いて、都市計画課より負担金をいただいております。

○伊藤委員 それなら材料費だけということですかね、材料費だけのが高くなったということですかね。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 大きなところは材料費になると思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

午前11時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先などを決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの建設産業委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信しておりますので、御参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題とします。

御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休 憩

午前11時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 昨年度と一緒に、そして防災も入れましょうかということでしょうか。

○稲山委員 移管されて、防災がこの委員会になりましたので、タブレットの一番下を見ていただいて、年度調査事項の防犯・防災・交通安全対策についてというのを9番に入れさせていただいて、10番にその他ということでは

いと思います。

- 委員長 平成30年度は、1. まちづくり事業について、2. 公園・緑化事業について、3. 上下水道事業について、4. 鉄道高架事業・橋上駅・バリアフリーについて、5. ごみ処理施設・ごみ減量について、6. 環境問題（地球温暖化対策）について、7. 商工農・観光・地域振興行政について、8. 地域の公共交通機関の整備について、9. 防犯・防災（危機管理）・交通安全対策についてに決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようですので、今年度の当委員会の調査事項は、今申し上げましたこととすることに決定いたしました。

また、ただいま決定いたしました事項に、その他、当委員会の所管する事項を加えて、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思ひます。

行政視察調査日程について

- 委員長 続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程につきましては、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

同じく資料のほう、タブレット端末に配信させていただいておりますので、こちらもおわせてごらんいただきたいと思います。

行政調査一覧表でございます。

平成30年度の行政視察日程案でございますが、3案御用意しております。第1案としまして10月16日火曜日から10月19日金曜日までの間、第2案が10月22日月曜日から10月25日木曜日までの間、第3案が10月29日月曜日から11月1日木曜日までの間としております。

以上、申し上げました3案の中から、何泊何日で実施されるのかを御協議いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 委員長 ただいまの説明による3案につきまして、御意見等ございましたらお願いします。

○掛布委員 3つ目の月末から月初めにかけての月末を挟んでの日程というのは、済みません、ちょっといろいろ月末というのはありますんで、できれば避けていただきたいなと思いますが。

○委員長 そのほか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、行政視察の日程については、10月16日から10月19日と10月22日から10月25日までの2案でございますけれども、どちらにしたらいいでしょうか。

○伊藤委員 自分の都合で申しわけないんですけど、16日から19日で私はお願いしたいと思います。

○委員長 わかりました。

16日から19日まででよろしいですか。

○宮地委員 2案の10月16日からと、それから10月22日、両方、私はいいんですけど、相手の都合もあると思うので、この2案で進めていただいて……。伊藤委員調子悪いんか。

○稲山委員 16日からでいいわ。

○委員長 行政視察日程は、10月16日から10月19日までに決定いたしました。それでは、2泊3日で行政視察調査を実施していきたいと思います。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長 続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき、御協議をお願いしたいと思います。

どこかよい候補地はございますでしょうか。

○掛布委員 相手がだめだったらもちろんだめなんですけれども、まちづくりの事業ということで、公民連携でまちづくりをやっている本当に有名な先進地の岩手県紫波町オガールプラザというのをぜひ私は一度出かけて行って研修したいなと思っています。ちょっと遠方ですので、もしそこに行った後、もう二カ所寄る場所がないというような不便のところになってしまう可能性

もあるんですけれども、また相手先がとても多分視察が殺到しているようなところだと思いますので、無理だったら構わないんですけれども、ぜひ検討のうちに入れていただけたらと思います。

○委員長 相手先の都合もごございますので、また相談します。

そのほか、どこかよい候補地はございますでしょうか。

〔「正・副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、正・副委員長に一任との声が、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲山委員 私は、できればでよろしいんですけれど、日程の都合に合うか合わないかはまた検討していただければいいんですけれど、曼陀羅寺の件もごございますので、あしかがフラワーパークへこの委員会で一度行きたいなと思っておりますので、一度その点も酌んでいただければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長 今、栃木県にありますあしかがフラワーパークのほうも案といたしまして、正・副委員長で決めさせていただきます。

なお、視察先の都合もありますので、その場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます。後日、御報告させていただきます。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、議会、会議や視察がないところになろうかと思えます。また、講師の都合もあるので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思えます。

御意見ありませんですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、また何か御意見や御提案がありましたら、事務局までお知らせください。

9月の委員会の折に、皆様方の御意見、御提案などを踏まえて、改めて御相談いたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、5月22日火曜日に開かれました議会改革特別委員会において、今年度の開催方法等が協議されておりますので御報告させていただきます。

日時は8月18日土曜日、午前10時からで、場所は市民文化会館で開催いたします。開催方法は、最初に全体会を15分程度行い、その後、委員会ごとに分かれて分科会を行います。全体会は第1会議室、当委員会の分科会は美術工芸室で行います。

なお、意見交換会の開催に当たり、分科会のテーマ及び配付資料については、各常任委員会で決めることとされました。これを受けまして、本日、皆様に御協議をお願いするものです。

なお、過去の委員会別テーマをタブレット端末に配信しておりますので参考にしてください。

最初に、分科会のテーマについて何か御意見はありませんか。

○掛布委員　毎度同じになるんですけど、平成28年度のテーマと同様で、江南市のまちづくり全体、公共交通、再開発、布袋駅東の開発などが今の市民の関心にぴったり合うんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○稲山委員　せんだって地震もありましたので、今回、建設産業委員会に移管されました防犯と防災関係のテーマも入れたほうがいいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○委員長　ほかに。

○伊藤委員　稲山副委員長が言われるように、旬のテーマだと思いますので、そちらも入れてください。お願いします。

○委員長 わかりました。

ただいま意見が出たのは、江南市のまちづくりについてで、公共交通についてと企業誘致について、再開発についてでございます。そして、防災、防犯、交通安全などについてをテーマにして行います。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、正・副委員長で協議して決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、決定したテーマに対しての配付資料におきましても正・副委員長で協議し決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます、後日、御報告させていただきます。

委員の皆様には、当日、午前9時に集合していただき、会場設営などの後、来場者の受け付けなどを行っていただく予定をしております。期日が近くなりましたら、役割分担などを含めまして、また改めて御案内させていただきますが、この件につきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見もないようでありますので、市民と議会との意見交換会については、この程度にとどめたいと思います。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして、真剣に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

以上で建設産業委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時40分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 安部政徳